

病児・病後児保育事業実施業務委託仕様書

病児・病後児保育施設（千歳市が設置する千歳こどもデイケアルーム又は民間事業者が設置する病児・病後児保育の専門施設をいいます。以下同じ。）における病児・病後児保育事業実施業務委託の仕様については、次のとおりです。

1 業務の名称

業務の名称は「病児・病後児保育事業実施業務」とします。（以下において業務を委託する千歳市を発注者、受託するものを受託者といいます。）

2 病児・病後児保育事業実施業務とは

病気療養中又は回復期にあるお子さんで集団保育が困難な場合に、そのお子さんを病児・病後児保育施設で一時的にお預かりする業務です。

病児・病後児保育施設では、看護師等及び保育士がお子さんの健康状態をチェックしながら、保育を行います。

3 法令等の遵守

病児・病後児保育事業実施業務の履行に当たっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）ほか関係法令等を遵守し、適正な業務の実施に努めるものとします。

4 履行場所（実施場所）

施設名	所在地
千歳こどもデイケアルーム※	千歳市北光2丁目1番9号（千歳市民病院敷地内）

※ 履行場所は、原則として、千歳こどもデイケアルームとします。ただし、当該千歳こどもデイケアルームと同等以上の規模の施設、利用定員等であって、民間事業者が設置する施設（当該施設の改修等による施設等（以下単に「民間施設」といいます。）においても、適切に病児・病後児保育事業実施業務を履行することができる場合には、市域内（市街地）に立地していることを条件に、当該民間施設における業務実施の企画提案を可とします。

なお、履行場所が民間施設となる場合の施設名については、別途、発注者と受託者とが協議し決定することとします。

5 職員配置（保育要員）

看護師等を利用児童おおむね10人つき1名以上配置するとともに、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上の配置とします。

また、看護師等及び保育士の職員配置については、常駐を原則とするほか、看護師等及び保育士の2名以上の体制で行うことを原則とします。

なお、利用児童がいる時間帯の場合又は利用児童がいない時間帯の場合における職員の配置に関する対応については、「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁育成局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の6実施要件に記載のとおりとします。

6 利用定員

1日当たり3名（利用予約制）とします。ただし、民間施設で病児・病後児保育事業実施業務を履行する場合の利用定員は、1日当たり3名以上とし、別途、発注者と受託者とが協議し決定することとします。

7 利用対象者

市内にお住まいで病気療養中又は回復期にある生後6か月から小学校3年生までのお子さんで、次の要件のいずれかに該当する方

- (1) 認定こども園、保育所、小規模保育事業、学童クラブ又はランドセル来館に入所中であって集団保育が困難なお子さん
- (2) 保護者の勤務の都合、傷病、出産その他やむを得ない理由により一時的に家庭での保育が困難なお子さん

8 対象となる疾病・症状

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病、はしか、水ぼうそう、風疹などの感染性疾患、ぜんそくなどの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など。

9 感染の防止

体温の管理等その他健康状態を適切に管理するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮してください。

10 医療機関との連携等

- (1) 受託者は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（協力医療機関）をあらかじめ選定し、発注者に書面で報告してください。また、業務遂行への理解を求めるとともに、協力関係を構築し、緊急時の対応等についてあらかじめ文書により取り決めを行うこととしてください。
- (2) 受託者は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の利用面での指導、助言等を行う医師（指導医）をあらかじめ選定し、発注者に書面で報告してください。ただし、受託者が医療機関である場合は、この限りであり

ません。

1 1 事故報告について

受注者は、業務中に事故が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けることとします。

1 2 安全計画の策定

児童福祉施設の設営及び運営に関する基準第 6 条の 3 に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めてください。

1 3 研修

病児・病後児保育事業実施業務に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めてください。

1 4 開所時間

午前 7 時から午後 6 時まで（午後 6 時から午後 7 時までは延長保育となります。）
ただし、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は休み。

1 5 利用期間

1 日単位で、原則として連続 7 日以内

1 6 予約受付時間

土日、祝日を含め午前 7 時から午後 9 時まで
ただし、当日利用の予約の場合、午前 7 時から午前 8 時まで

1 7 給食の提供

履行場所が千歳こどもデイケアルームにおける利用児童に対する給食の提供は、あらかじめ受託者が千歳市民病院診療部栄養管理科に発注します。この場合において、アレルギー食材の除去や食形態は受託者が的確に指示するものとし、給食費は、病児・病後児保育利用料とともに発注者が利用者に対し請求するものとし、

また、履行場所が民間施設である場合には、受託者が当該民間施設内において給食を提供することを原則とします。この場合においても、アレルギー食材の除去や食形態は受託者が的確に指示するものとし、給食費については、受託者が利用者に対し、直接請求し受領するものとし、

なお、1 食当たりの給食費の単価については、令和 6 年度の 540 円（税抜）を超えないものとし、あらかじめ、発注者と協議し決定することとします。

1 8 利用者の持ち物

着替えの服、下着（2～3組）、おしぼりタオル（2枚）、ポリ袋（汚れ物入れ用2～3枚）

※ 必要に応じ持参を求めるもの

- ① 薬（かかりつけ医療機関から処方されている場合）
- ② 食事用エプロン（普段お使いになっているお子さん）
- ③ 紙おむつ・お尻拭き（必要なお子さんのみ）
- ④ お子さんの愛着のある玩具や本など
- ⑤ ミルク・哺乳瓶

1 9 利用までの流れ（■履行場所が「千歳こどもデイケアルーム」である場合）

(1) あらかじめ、利用者が「病児・病後児保育施設」の空き状況を確認します。

【確認先】千歳こどもデイケアルーム

【電話番号】0123-26-7721

【上記確認先が不在の場合】（転送先を受託者が指定）

※ 履行場所が民間施設である場合は、受託者が確認先の電話番号を指定することとします。

(2) かかりつけの医療機関から「病児・病後児保育医師連絡書」が発行されます。

利用者は市内かかりつけ医療機関で診察してもらい、「病児・病後児保育施設」の利用が適当と判断された場合は、医療機関から「病児・病後児保育医師連絡書」が発行されます。

（注1）病児・病後児保育医師連絡書の発行に係る費用は、利用者負担となります。

（注2）病児・病後児保育医師連絡書の用紙は、市内医療機関にあります。

(3) 利用予約を受け付けます。

利用者は医療機関で診察してもらい、病名が確定したら、病児・病後児保育施設に対し、電話で利用予約を行います。

あらかじめ空き状況を確認した場合でも、必ず利用予約を受け付ける必要があります。また、予約の際には、必ず申込書等必要書類の提出先と提出日（提出先と提出日は、利用予約時に電話等で確認した場所と日にちです。）を確認してください。

(4) 申込書と病児・病後児保育医師連絡書等が提出されます。

受託者は、予約受付後、必要事項が記入された「千歳市病児・病後児保育申込書」と「課税状況等確同意書」、「千歳市病児・病後児保育医師連絡書」のほか下記の書類を確認して、利用者から受け付けてください。

- ・その他病児・病後児保育事業実施業務を履行するに当たって必要な書類の写し等

(注1) 履行場所が民間施設である場合における空き状況の確認と利用予約の受付は、利用者の利便性向上に資するよう受託者において適切な方法で行うことが可能です。

(注2) 千歳市病児・病後児保育申込書と課税状況等確認同意書の用紙は、市内医療機関、病児・病後児保育施設、千歳市こども政策課窓口にあります。

(注3) 病児・病後児保育医師連絡書の提出がない場合は、受け付けることができません。

20 経費の負担区分

■履行場所が「千歳こどもデイケアルーム」である場合

(1) 発注者が負担するもの

- ・施設の維持に関すること（修繕費等）
- ・施設の管理費等に関すること（通信費、施設管理費）
- ・その他（保険料、手続書類の印刷）

(2) 受託者が負担するもの

- ・保育の実施に係る経費（人件費、消耗品費等）

■履行場所が「民間施設」である場合

経費の負担区分については、別途、発注者と受託者とが協議することとしますが、見積価格上限額「基本分」の範囲内での対応とします。

21 その他

- (1) 病児・病後児保育を行っている最中にお子さんの症状に大きな変化があった場合は、受託者は、病児・病後児保育を中止して保護者にお迎えを求めます。緊急時に医師の診察を受けた場合の受診料は別途保護者負担とします。
- (2) 受託者は、感染のおそれがある症状のお子さんの予約時には利用の状況によって利用の調整を行うものとします。
- (3) お子さんの送迎は保護者が行います。
- (4) 予約の取り消しや変更、または緊急の事情によって、やむを得ず予定の入所時間やお迎えの時間が遅れる場合には、受託者が指定する場所で連絡を受ける体制を整えてください。
- (5) 本仕様書に記載のない事項等については、国の通知（「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁育成局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」によるほか、「千歳市病児・病後児保育施設条例」及び「千歳市病児・病後児保育施設条例施行規則」（履行場所が千歳子どもデイケアルームである場合）又は「千歳市病児・病後児保育事業実施要綱」（履行場所が民間

施設である場合) によるものとし、発注者及び受託者において疑義が生じた場合には、別途、双方協議し決定することとします。

- (6) 本業務を履行するに当たって知り得た個人情報等の内容については、第三者への漏洩、開示等がないように情報セキュリティには十分に配慮することとします。